



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 158/2024年2月号

発行日：2024年2月26日

2月22日東京株式市場では、日経平均株価が前日比836円52銭高の3万9098円68銭で終え、34年ぶりに最高値を更新しました。バブル経済期の1989年末に付けた3万8915円を上回ったとのこと。筆者は当時大学生でしたが、失われた数十年を経て、今年まさか再び最高値を更新するとは思っていませんでした。年初からの上げ幅は、5600円にも達するとのこと。筆者は完全に買い時を逃しました（涙）。今年は、今後どのように推移するのか、、、蚊帳の外から見守っていきたいと思います。

最新情報（2024年1月1日～2024年1月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 1月19日	公開草 案	「非営利法人委員 会実務指針第41 号「地域医療連携 推進法人の計算書 類に関する監査上 の取扱い及び監査	2023年（令和5年）5月の医療法の改正により、2024年（令和6年）4月1日から、公認会計士又は監査法人による監査の対象となる地域医療連携推進法人の範囲が変更されるなど、地域医療連携推進法人制度の改正が行われることとなりました。 日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の	—

		報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について	文例について検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
2024年 1月22日	実務指 針	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会(公会計委員会)は、2024年1月17日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	—
2024年 1月23日	公開草 案	「「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」等の一部改訂について(公開草案)	令和4年9月付で改訂した、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(以下「Q&A」という。)(総務省及び当協会の連名による発行)について、実務上の論点となる事項について明確にするため、両者で検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

5. IT 関係 (テクノロジー委員会)

特になし

6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 1月18日	意見	「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」に対する意見の提出について	2023年12月18日付で株式会社東京証券取引所から「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」が公表されました。 当協会は、この見直し案に対する意見を取りまとめ、2024年1月17日付で株式会社東京証券取引所に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2024年	意見	「令和5年金融商	2023年12月8日に金融庁から、「令和5年金融商品取引法	—

1月19日		品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見について	等改正に係る政令・内閣府令案等」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該改正案に対するコメントを取りまとめ、2024年1月9日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2024年1月19日	意見	企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対する意見について	2023年12月15日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年1月18日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2024年1月19日	研究資料	中小事務所等施策調査会研究資料第2号「中小監査事務所向け監査ツール「品質管理のシステムの監視に関するガイド」の改正について	日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2024年1月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて「中小事務所等施策調査会研究資料第2号「中小監査事務所向け監査ツール「品質管理のシステムの監視に関するガイド」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	—
2024年1月19日	研究報告	品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の改正の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2024年1月17日開催の常務理事会の承認を受けて、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の改正を公表しましたのでお知らせいたします。	—
2024年1月24日	お知らせ	改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」、改正財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」及び四半期開	日本公認会計士協会では、2024年1月24日付けで「改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」、改正財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」及び四半期開	—

		示制度見直しに伴う改正報告書等の適用時期について		
2024年 1月24日	公開草案	「倫理規則」及び「倫理規則実務ガイドランス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイドランス)」」の改正に関する公開草案の公表について	日本公認会計士協会（倫理委員会）では、国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA）の倫理規程の改訂等を踏まえて、倫理規則の改正について検討を進めてきました。 これに併せて、倫理規則の各論点の適用上の留意点や具体的な適用の方法を実務上の参考として示すために、「倫理規則実務ガイドランス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイドランス)」」の改正についても検討しました。 このたび、一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	2025年 4月1日

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

2024年度税制改正（税制適格ストックオプションに係る優遇措置の拡大）

改正のポイント

1. 趣旨

スタートアップ企業の資金面や人材面での課題を税制面から後押しすることを目的として、税制適格ストックオプションの利便性の向上や権利行使価額の上限額の引き上げなど要件の緩和が盛り込まれました。

2. 内容

（1）権利行使により交付される株式の保管委託要件の緩和

（イ）内容

下記の要件を満たすストックオプションを上場前に権利行使する場合、証券会社への株式の保管委託が不要となります。

- ・権利行使により交付される株式が譲渡制限株式会社であること
- ・ストックオプションを発行した会社自身により当該譲渡制限株式の管理がされること

（ロ）実務への影響

上場準備会社以外の非上場会社は保管委託要件を満たすことが実務上難しかったが、自社での管理が認められることにより、税制適格ストックオプションの普及が進むことが考えられます。

（2）1年あたりの権利行使価額の限度額の引上げ

権利行使価額の限度額が1,200万円から以下のとおり引上げられます。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

	改正前	改正後
1年あたりの権利行使価格	設立年数、上場・非上場を問わず、一律1,200万円	設立5年未満：非上場（2,400万円）、上場（2,400万円） 設立5年以上20年未満：非上場（3,600万円）、上場後5年未満（3,600万円）、上場後5年以上（1,200万円） 設立20年以上：改正前と変わらず、一律1,200万円

(3) 社外高度人材に係る要件の緩和

ストックオプション発行会社及び社外高度人材に係る要件について見直しが行われました。

(イ) スtockオプション発行会社の要件の見直し

ストックオプション発行会社がハンズオン支援を行うベンチャーキャピタル等から最初に出資を受ける時点における資本金の額及び従業員数の要件が廃止されました。

	改正前	改正後
ストックオプション発行会社の要件	ハンズオン支援を行うベンチャーキャピタル等から最初に出資を受ける時点において、 ・資本金の額5億円未満 かつ ・従業員数900人以下の会社であること。	左記の資本金要件、従業員要件廃止

(ロ) 社外高度人材に係る要件の見直し

社外高度人材に係る要件及び範囲について以下のとおり見直しが行われます。

	改正前	改正後
	国家資格を保有+3年以上の実務経験	国家資格を保有（実務経験を廃止）
	博士の学位を保有+3年以上の実務経験	博士の学位を保有（実務経験を廃止）
	高度専門職の在留資格をもって在留+3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格をもって在留（実務経験を廃止）
	上場企業で役員（取締役等）の経験が3年以上	上場企業で役員（取締役等）の経験が1年以上
	将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者	変更なし
	過去10年間に、製品又は役務の開発に2年以上従事し、かつ下記1.~3.のいずれかを満たす者 1. 上場企業の従業員で、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間内にお	変更なし

	<p>いて、全事業の売上高の1%未満から1%以上まで増加</p> <p>2. 上場企業以外の従業員で、製品または役務の開発に従事していた期間に、全事業の売上高が2倍以上に増加</p> <p>3. 上場企業以外の従業員又は外部協力者で、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間内において、2倍以上に増加</p>	
		<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授及び准教授 ・上場会社の重要な使用人として1年以上の実務経験ある者 ・未上場企業で役員及び重要な使用人として1年以上の実務経験ある者…等

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703